

生食衛発1023第3号
平成27年10月23日

〔全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長
(公 印 省 略)

毛染めによる皮膚障害の周知等について

今般、消費者安全調査委員会が毛染めによる皮膚障害に係る調査報告書を取りまとめ、毛染めによる皮膚障害の重篤化を防ぐための取り組みについて、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見が提出されました。

つきましては、都道府県等に対して、別添のとおり依頼しておりますが、貴職におかれましても理容所または美容所において染毛を施術する前に、施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について、利用者に分かりやすく十分な説明が行われるよう、また、施術中、施術後に異常や違和感があった場合には、酸化染毛剤の使用を中止し、医療機関を受診することを利用者に促すよう、再度、貴管下組合への周知徹底をお願いします。引き続き、理容業務または美容業務の適正な実施が図られるよう特段のご配慮をお願いします。